



協発第 161213-01 号

平成 28 年 12 月 13 日

厚生労働省保険局長

鈴木 康 裕 様

全国健康保険協会

理事長 小林 剛

平成 29 年度の激変緩和措置について

平成 29 年度の激変緩和措置については、本年 9 月から計 4 回にわたり、全国健康保険協会運営委員会において議論を行っていただきました。これまでの議論を踏まえ、平成 29 年度の激変緩和措置については、下記の事項について所要の検討を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

平成 29 年度の激変緩和率については、現時点における激変緩和措置の期限が平成 31 年度末とされていることを踏まえ、その期限までに均等に引き上げていくことができるよう、10 分の 5.8 とすること。